

平成 24 年度 文部科学省補助事業

「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」研修会参加報告

日時：平成 25 年 1 月 18 日（金）13：00～16：30

場所：岡山衛生会館 三木記念ホール

報告者：中村 光宏

## これからの喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の考え方

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

健康教育調査官 北垣 邦彦

### 【教育の進め方】

共通部分とそうでない部分を明確にする。

**薬物乱用防止教育** **喫煙飲酒防止教育**

法律で認められている喫煙、飲酒とすべての人に禁止されている薬物乱用を同じように扱うことは、逆に薬物乱用への抵抗感を薄めてしまう危険性がある。

**薬物乱用防止教育** = **喫煙飲酒防止教育**

2 つの開始要因（子供たちへの誘われ方、興味本位）に関しては共通部分があり、誘いに対する対処法や心持ち、また健康影響である依存性などは共通部分である。

### 【国の政策】

国策において薬物乱用対策として学校薬剤師等の専門家を活用し教育の充実をはかる必要がある。

第三次薬物乱用防止五か年戦略：薬物乱用防止推進会議の中で決められたことを具体化している

目標 1. 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上
目標 2. 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進
目標 3. 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底
目標 4. 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

目標 1.2 は需要の抑制であり、目標 3.4 は供給の抑制である。

一環として「薬物乱用防止教育」が含まれている。

学校における「薬物乱用防止教育」については、基本事項として小学校の体育科保健領域、中・高等学校では保健体育科において教師が教科書に従いしっかりと指導する。教師が説明できない部分を補う形で学校薬剤師を始めとする「専門家」に授業では取り上げにくい専門性の高い事項を、明確に子どもたちの発達段階に応じて説明してもらう。その為には「専門家」と「教師」は密に情報交換し、学校側も「専門家」に何を期待し、何を話してほしいのかを明確に伝えることでより良い教育につながる。

## 【教育の具体例】

### 合法ハーブ

「合法ハーブ」とは一体何か？「脱法ドラッグ」と同じ物のであるのか？

専門性の高い分野に関して、教師が学習し生徒に伝えるのではなく「専門家」に任せる。

教師は生徒にどういった教育をしていけば良いのか？

「合法ハーブ」や「脱法ドラッグ」を使用してはいけないこと説明する。

原則、信用できない場所（人が）売っているもの（もらったもの）を体に入れない（食べない、吸わない）

## 【我が国の薬物乱用の課題】

薬物乱用を根絶するため、最終目標として供給 0 を目指している。過去の事例より供給を断つとそれに伴い需要も低下していく、しかし検挙されない薬物（脱法ドラッグ等）へシフトする傾向もみられる。また現在、海外からの密輸等の問題もあり供給を断つのは非常に難しいと考えられるため需要を 0 にする為の教育が大切である。

国内では、覚せい剤事犯が最も多く最優先事項である。覚せい剤事犯は 30 代・40 代の暴力団関係者が中心であり、彼らを適切に社会復帰させることが重要である。

大麻事犯は 20 代・30 代の一般人に多く大麻は覚せい剤のゲートウェイドラッグであると考えられている事から大麻乱用防止教育に力を入れ、覚せい剤事犯への移行を防ぐ必要がある。

子供たちが薬物に興味・関心があったとしても、正確な情報（薬物が体に及ぼす健康影響）並びに生きる力（ライフスキル）がハードルとなり薬物使用を拒絶させる。

### ライフスキル

- ・ 目標を決めてそれを実現することができる。
- ・ 日常的に起こるストレスに適切に対応できる。
- ・ 家族や仲間とよく話し合い、良い人間関係を保つことができる

## 我が国における青少年による薬物乱用の課題

独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所 薬物依存研究部  
部長 和田 清

### 【日本における薬物乱用の状況】

第 1 次覚せい剤乱用期（1950 年代）覚せい剤事犯で年間 5 万 5 千人捕まっていた時代

第 2 次覚せい剤乱用期（1970 年代～1995 年頃）闇組織が覚せい剤を製剤化し資金源とする

第 3 次覚せい剤乱用期（1995 年頃～現在）バブル崩壊後外国からの出稼ぎ労働者が密売人となる

第2次覚せい剤乱用期では、覚せい剤よりシンナーでの検挙率が非常に高かったが、教育の成果もあり、この20年で激減させている。現在、第3次覚せい剤乱用期であり検挙率は覚せい剤・大麻・シンナーの順である。検挙率データは検挙された人数であり、これは氷山の一角である。そのバックに隠れた未知数の実態を探る為アンケート調査を行った。結果：シンナー経験者は過去の産物として多いが、大麻使用経験者の数が増加傾向にある。

全国の精神科を対象として「どういった薬物で精神科に通院入院するのか？」調査したところ第2次覚せい剤乱用期では圧倒的に覚せい剤と有機溶剤であったが、第3次薬物乱用期では睡眠薬・抗不安薬と言った病院で処方してもらった薬物で再度入院するケースが多くなってきている。

#### 【近年における国内での薬物問題】

2006年脱法ドラッグ（マジックマッシュルーム）に始まり「リタリン」「大麻」「MDSA」と続いている。

大麻・脱法ドラッグ・医薬品（リタリン）など使用しても捕まらないものにシフトする傾向がある。（大麻所持罪で捕まる）

#### 【脱法ドラッグに対する国としての規制】

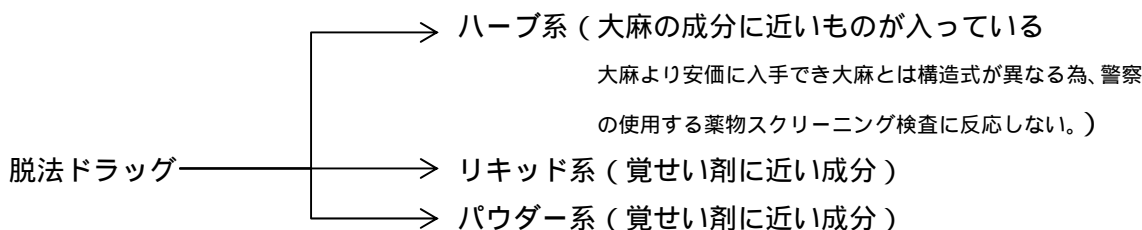
第1回 1998年頃～2002年 マジックマッシュルーム 「麻薬原料植物」に指定して対応

第2回 2002年頃～2006年 薬事法改正 「指定薬物」

構造式を一部変えたものが作成されるなどの問題

第3回 2011年下半期に「脱法ハーブ」が急速に広がる。

乾燥植物に1～数種類の「脱法ドラッグ」が入っている。



なぜ規制されないのか？ 規制するためには科学的なデータが必要である。

正規に流通している商品ではない為成分データは無く、同一商品間でのバラつきも大きい。法規制する為には、成分を純粋な物質に分離し、薬理作用を調べ科学的に立証しなければならぬ為膨大な時間と費用がかかる。こうした状況から、次々と出てくる商品に追いつかない現状がある。

このように「脱法ドラッグ」は成分が不明であり、薬理作用・毒性に関しても不明である。つまり何が起きるか誰にも分からない。成分の均一性の保証もない為何が起きても不思議ではない。急性中毒の強いものは「依存」を形成する前に呼吸困難になるなどの急性毒性を起こす危険性がある。「脱法ドラッグ」は薬物ではなく「毒物」である。

## 【薬物依存】

薬物乱用もその程度により 3 パターンに分けられる

薬物乱用者：乱用初期（教育・取締で対応）

慢性中毒の無い乱用者：薬物の繰り返し使用により脳内に異変が起こり薬物依存を形成した状態。

慢性中毒者：さらに薬物乱用を進めた結果薬物依存に加え慢性中毒（幻覚・妄想）等が現れた状態。

慢性中毒（幻覚・妄想）は現代の医療で対応する事が可能だが、薬物依存に対しては現代の医療では対応策がない。実際使ってしまった子供たちがいた場合どの段階なのかを判断し対応していく必要がある。

## 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料作成のねらい

兵庫教育大学大学院学校教育研究科

教授 西岡 伸紀

指導参考資料は日本学校保健会の電子図書館でも閲覧できます。

参考 URL：<http://www.gakkohoken.jp/modules/books/index.php#>

参考資料の改定の背景

- ・ 学習指導要領の改訂
- ・ 薬物乱用の実態  
青少年の薬物乱用の実態  
社会における喫煙の是非
- ・ 実践教育の反映

喫煙・飲酒・薬物乱用・性の逸脱行動等への指導の際、個々に指導を進めることも重要だが、これらには共通の問題があり「ライフスキル」の育成が不十分であると考えられる。

### ライフスキル

適切に目標を設定する（部活や学習で目標を設定する等）

意思決定・ストレス解消・コミュニケーション

健康教育と重ね合わせライフスキルの育成を進めていくことで子供たちのQOLの改善につながる。

### ヘルスプロモーション（高校版）

従来の考え方では自己実現には個人の努力が相当量必要であると考えられてきたが、これでは個人への負担が非常に大きい、そこで周りの環境を整備し個々人の努力の割合を低下させより確実に自己実現できるようにすること。

具体例：健康的な政策作り、健康支援の環境作り、住民活動の強化・・・etc

### 【健康教育に必要な3因子】

先行因子：動機づけのために

価値観（健康を大事にする）

子供たちにとって大事なことは沢山ある 健康（命）が大事だという価値観を持ってもらうように指導する。

促進因子：動機づけを行動に

飲酒喫煙等への勧めに対処するスキル

友人・家族を含め身の周りの方々の影響が非常に大きい  
（薬物乱用防止教育に保護者の方に参加してもらう）

強化因子：行動を続けるために

喫煙・飲酒・薬物乱用をしないようにすること。

### 【小中高における薬物乱用防止教育の違い】

#### 小学校での薬物乱用防止教育

具体性を持たせている。

1回の乱用でも死。止められない。法律で厳しく規制されている。

#### 中学校での薬物乱用防止教育

科学性を持っている。

健全な発育や人格形成を阻害。社会への適応能力や責任感の妨げ。

#### 高校での薬物乱用防止教育

社会性を持っている。

自身参加型のボランティア活動等

小・中高等学校における効果的な薬物乱用防止教育実践 1)

小学校における乱用防止教育実践

～飲酒防止教育を中心に～

福山市立野々浜小学校

校長 池田 真理子

誠之中校区内の3小学校と1中学校が共同で9年間かけライフスキル教育を進めていく。

#### 【活動内容】

実態調査（子供の飲酒傾向を調査）

子供と保護者で飲酒に対する認識の違いに気づいた

保護者に勧められ飲酒する傾向が高かった。

## 児童生徒への指導

学校薬剤師による薬物乱用防止教育・保護者の方が参加してのロールプレイ活動。地域で子供たちに飲酒させないために祭り等に参加し「飲酒」防止活動等を行った。

成果：子供に科学的な知識理解が進んだ。

「子供の飲酒は大人の責任である」という意見も出ており運動会でのアルコール販売を抑える等の取り組み。

## 小・中高等学校における効果的な薬物乱用防止教育実践 2)

### 小・中・高校における効果的な薬物乱用防止教育実践

福山市立誠之中学校  
主幹教諭 村上 啓二

セルフエスティーム教育（健全な自尊心）並びにライフスキル教育の充実を図り生徒の意識改革を目指す。

#### 【活動内容】

酒広告・酒 CMなどを分析する。

広告を批判的に分析しCMのテクニックや影響について学習することが狙いだったが、毎時間、飲酒の害について考えるようになり自然と子供立ちに理解が深まった。

意思決定スキルの育成

子供たちに意思決定をするための選択肢を考えさせ、その選択が及ぼす影響について議論し、その選択によりどのような結果が生じようとも自分の下した意思決定に責任を持つようにするよう指導する。

他の教育活動との連携

- ・ オープンスクールで小学生に学習した内容を伝える
- ・ 文化祭を利用してライフスキル教育を保護者、地域へ示す

#### 【意思決定スキル】

高いスキルを持つためには数多くの選択肢を考え、その選択肢の良い点悪い点を理解しておく必要がある。

不登校：親が子供の意思決定をしている場合が多い。子どもに選択肢を考える力をつける。

## 質疑応答

Q：脱法ハーブに関して75種類くらいを包括的に法規制すると耳にしたがどうということか？

A：脱法ハーブに含まれている合成カンナビノイドは非常に大麻に成分が似ている、元の構造はJWH-018（ ）を基本骨格とし構造変換したものであり理論上760種類作成できるが、これをまとめて法の網に引っ掛けようとするものが包括規制です。

Q:喫煙飲酒防止指導に対する保護者の協力について、喫煙・飲酒が常習化している生徒の話によると、保護者は以前から喫煙を知っており、家で喫煙しても良いが学校で喫煙しないよう言われており、地域においてもタスポを店で用意し、店に行くとそのタスポを貸してもらって購入する事が出来るなどの実態がある。

どういった取り組み・指導をしていくことで保護者の協力が得られるのか？

A：未成年の喫煙・飲酒は違法行為であることから、子供の喫煙飲酒を親が黙認・またタスポを勧めることは、親としての責任を十分に全うしていないことを伝えること。

取り組みとして保護者が喫煙・飲酒をしていると子供の喫煙・飲酒への意識が甘くなる、つまり保護者は子供に非常に影響力がある存在であり単に喫煙飲酒の害を説明するだけでなく、保護者の影響力について説明するとよい。また昨今、公共施設等での禁煙化が進む状況で子供が喫煙するという事は、将来的に禁煙しなくては行けない状況が多々有り子供自身が苦しむのではないか。

地域の方にどういったアプローチをしていくべきか？

飲酒については非常に寛容さがあり、これが高いハードルとなっている。そこで地域の方々に子供が作ったキャッチフレーズ等を子供の言葉で伝えることが効果的である。その成果として運動会でのアルコール販売が中止になった事例もある。

